

## 海田町告示第46号

海田町町制施行70周年記念特産品等開発支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月21日

海田町長 竹野内 啓佑

### 海田町町制施行70周年記念特産品等開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海田町町制施行70周年を記念し、町の魅力を発信するとともに、地域経済の活性化及び地域産業の振興を図るため、新たに特産品等の開発に取り組む者に対し、予算の範囲内において海田町町制施行70周年記念特産品等開発支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、海田町補助金等交付規則(平成7年規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人事業者若しくは事業所を有する法人又は町内に住所を有する者により組織する団体
- (2) 海田町税を滞納していない者(町内に住所を有する者により組織する団体が申請者となる場合、その構成員の中に滞納者がいないこと。)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと又は同条第6号に規定する暴力団員が活動に関与していないこと。

2 補助金の交付決定は、1補助対象者につき1回限りとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 海田町にちなんだ商品の開発であること。
- (2) 販売に当たり、「海田町町制施行70周年」を記念して開発したものである旨をPRすること。

- (3) 継続して販売することが可能であると見込まれる商品の開発であること。
- (4) 令和8年11月1日までに、開発中の商品の試作品又は仕様が確認できる設計書、企画書等を町に提出し、中間報告を行うことができること。
- (5) 令和9年3月24日までに商品の開発を完了し、実績報告書を提出できること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、社会通念上補助することが適当でない町長が認める経費については、対象外とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、1補助対象者につき30万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海田町町制施行70周年記念特産品等開発支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書（別記様式第2号）

(2) 登記事項等確認書類

ア 法人の場合：履歴事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）

イ 個人事業者の場合：開業届、確定申告書の写し等

ウ 補助金の活用による特産品等の開発を行うことを目的として組織された団体の場合：団体の構成員を記した名簿

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定の上、海田町町制施行70周年記念特産品等開発支援事業補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付決定に当たっては、「海田町町制施行70周年記念事業」実行委員会の組織をもって充てる審査会の審査に付することができる。

(重複交付の禁止)

第8条 補助対象者が同一の補助対象事業について、国、県その他地方公共団体等の補助

金の交付を受けた又は受ける見込みである場合は、この要綱に基づく補助金は交付しないものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、遅滞なく海田町町制施行70周年記念特産品等開発支援事業補助金変更・中止承認申請書（別記様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請等があったときは、速やかに海田町町制施行70周年記念特産品等開発支援事業補助金変更認定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに海田町町制施行70周年記念特産品等開発支援事業補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払を証する領収書等の写し

(2) 開発した商品の内容が分かる写真等

(3) 収支決算書（別記様式第7号）

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第11条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、海田町町制施行70周年記念特産品等開発支援事業補助金額確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに海田町町制施行70周年記念特産品等開発支援事業補助金交付請求書（別記様式第9号）を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金を他の用途に使用したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されている

ときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

費目	補助対象経費	備考
消耗品費	容器又は包装材等の購入費等少額の物品の購入	
印刷費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費	
運搬費	原材料、資材、試作品等の運搬に係る送料	
委託料	調査研究、パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費、分析（栄養成分分析、消費期限分析等）、登録（商標、意匠等）に関する経費	
原材料費	材料費等	
機材等購入費	開発のために必要となる機材等購入費	総事業費の1/4以下の額とする。